

令和5年度第5回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時：令和5年11月10日（金）14：00～15：40

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者：以下のとおり（敬称略）

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川 博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	出席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	福江 彰	出席	委員	椿 晃	出席

●石狩市長 加藤 龍幸

事務局	所属 氏名	所属 氏名
	保健福祉部長 宮野 透	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子
	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主事 武田 奏
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	

傍聴者：3名

会議次第

1. 開会
2. 議事
3. 委員による協議
4. 提言書の提出
5. その他
6. 閉会

1. 開会

【事務局：高井】

これより令和5年度第5回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を開催します。会議は、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。聴覚障がいの方の情報保障のため、石狩市の手話通訳者が通訳を行いますのでよろしくお願いいたします。また、福江委員のサポートとして、社会福祉法人はるにれの里の野田様が同席しておりますことを申し添えます。それでは議事に入りますので、以降の進行を金子委員長にお願いします。

2. 議事

【金子委員長】

皆さんこんにちは。検討委員会は本日を入れてあと2回のみ開催ということで、いよいよ大詰めとなりました。また、本日は加藤市長もご出席いただいております。後ほど提言書をお渡しすることになります。本日の会議ですが、最大で4時を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。それでは次第の「2. 議事」ということで、協議事項の条例・方針書の内容の確認について、事務局からお話をお願いします。

【事務局：角田】

事務局の角田です。本日もよろしくお願いいたします。

まずは、皆さんには事前にメールなどで条例文をご確認いただきまして、ありがとうございました。ご確認いただいた内容を含めまして、今日の会議を進めていきたいと思っております。それでは本日の協議内容についてお話しいたします。まずは、お手元にあります「資料1」の「条例の内容の一部確認と条例の愛称について」を話し合っていく、そして「資料2」の「方針書の案」については、前回の検討委員会で出された質問の回答や、方針書案の修正のお話と内容の確認を行っていきます。また、本日は提言書の提出を3時40分頃に行いたいと考えておりますので、「資料2」の方針書案の確認が全て終わらないことも考えられます。その場合は、前回の検討委員会で話ししたとおり、今後、メールなどで皆さんに確認をしていただこうと思っております。協議内容は以上となります。本日の検討委員会もよろしくお願いいたします。

以上で、議事、《協議事項》条例・方針書の内容の確認についてのお話を終わります。

【金子委員長】

ありがとうございました。なお、この会議は、議事録作成のために録音をしておりますので、私に名前を呼ばれてからお話しするようお願いいたします。ここまで何か質問などありますでしょうか。

《質問等なし》

それでは次に進みたいと思っております。

3. 委員による協議

【金子委員長】

次は次第の「3. 委員による協議」に入りたいと思います。協議の途中で10分の休憩をはさみながら進めていきたいと思います。まずは、資料1について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：角田】

それでは資料1の「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例(案)【「条例の内容の一部確認」と「条例の愛称について」】」お話しします。最初に1ページ目の「はじめに」から読みますので聞いてください。

《資料1：石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)のたたき台【条例案の最終確認について】》
『今回は条例案について、二つ考えていくことがあります。一つ目は、前回の検討委員会で条例案の内容について最終確認が行われましたが、市の法制担当者に改めて条例の内容を確認していただいた結果、条文の一部について、もう一度皆さんに確認をしてもらいたい部分がありましたので、その部分を確認していきたいと思います。そして二つ目は、前回の検討委員会の意見で、条例の名前を覚えてもらいやすくするように、名前を省略した「愛称」のようなものがあると良いのではないか、という意見がありましたので、このことについても話し合っていきたいと思います。どちらもメールなどで事前に確認やお知らせをしていましたが、次のページからそれぞれについてお話ししていきたいと思います。』

以上が1ページ目に書かれている内容となります。

それでは次のページに進みます。次のページのタイトル「1.【条例の内容の一部確認について】」をお読みし、次に確認内容などを続けてお話しします。

《1.【条例の内容の一部確認について】》

『前回最終確認が行われた条例案でしたが、法制担当者より条文の一部について再修正がありましたので、皆さんにその部分の確認をお願いしたいと思います。12月に行う予定のパブリックコメント前に、条例案をきちんと決めておかなければならないので、もう一度皆さんと確認をしていき、条文を完成させたいと思います。』

と書かれておりますが、今回確認するのは、基本理念の第3条の条文の一部となり、その修正前の文が3ページ目の下の方に書かれておりますので、一度お読みしたいと思います。「障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる権利及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重すること。」という文ですが、ここについて法制担当者より、他の市町村の条例にはコミュニケーション手段の利用を行うことを「権利」として定められているところはないので、ここを違う文にした方が良いと思います、という意見をいただきました。そこで事務局では、次のとおり修正案を考えてみました。3ページ目の上に書かれている修

正案をお読みしますので聞いてください。「コミュニケーションを円滑に行う手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる権利を最大限に尊重すること。」という修正案となります。

また、この修正については、条例案の「前文」の2段目に書かれている、「情報を伝え、受け取りやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。」という中の、「コミュニケーションを円滑に行う手段を活用」という部分を使って、新たな文をつくったところです。

以上が、「1.【条例の内容の一部確認について】」の内容と説明になります。

【金子委員長】

今事務局より修正案やその説明についてお話がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

《意見等なし》

それでは、こちらの修正のとおりとしていきたいと思えます。

次に、4ページ目の「2.【条例の愛称について】」ということで、事務局よりお話し願います。

【事務局：角田】

それでは同じく資料1の「2.【条例の愛称について】」お話しします。最初に4ページ目に書かれていることをお読みしますので聞いてください。

《2.【条例の愛称について】》

『前回の検討委員会で、条例の名前が「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」に決まりましたが、この名前を覚えてもらいやすいように、省略した名前、愛称を考えてはどうか、という意見がありました。条例の名前が正式に決まるのは、令和6年3月の石狩市議会で可決、決まったあとになりますが、今から愛称について話し合い、準備をしていけたらと思えます。まずは「愛称」についてのご意見や考えなどを出し合いながら進めていければと思えます。また、今日は思ったことを出し合うことだけで終わった場合は、今後はメールなどで決めていければとも考えております。』

以上が、書かれている内容となります。また、皆さんが考えやすくなるようにと思え、事務局でも愛称の案を考えてみましたのでお話ししたいと思えます。事務局では「アイ・コミュ」という言葉を考えました。文字はひらがなやカタカナなどを混ぜて書かれても良いと思うのですが、この愛称は、「石狩」をローマ字にした「ISHIKARI（イシカリ）」の最初の文字の「I（アイ）」と、「コミュニケーション」を略した「コミュ」を合わせてつくったものです。また、石狩市の地域に広がるように、という想いも含まれています。今お話しした愛称の案を参考にしながら、皆さんで考えなどを出し合っただけたらと思えます。

【金子委員長】

今事務局より条例の愛称についてのお話や案が出されましたが、皆さんの考えやご意見もお聞きできればと思います。いかがでしょうか。

【朝倉委員】

「コミュニケーション」の日本語訳を調べてみますと、「通じ合い」という言葉が出てきます。ですので、「つうじあい条例」という愛称はどうでしょうか。

【金子委員長】

ありがとうございます。他にご意見はありますか。桑澤委員はいかがですか。

【桑澤委員】

私たち「視覚障がい者協会」は、短い言い方で「瞳会」と言っているのですが、今回の条例については、「アイハンド」という言葉を使ってはどうかと考えました。「アイ」というのは事務局案と同じように石狩という意味であり、「ハンド」は手という意味と、もう一つはハンディキャップの意味も含まれています。また、「ハンド」というのは「ハンドシェイク」つまり「握手」という意味も含み、「ハンドインハンド」となると、障がいのある人も健常者もみんなで手を合わせていい社会を作っていきましょう、という意味にもなるそうなので良い言葉なのではないかと思ったところです。それと、先日亡くなられた歌手の谷村新司さんがつくった「ハンドインハンド」という、みんなで手をつないで頑張ろうという前向きな歌があり、「ハンド」という言葉は良い言葉だなと思いました。この様なことから、「アイ」と「ハンド」の2つを併せた「アイハンド」というのを考えてみました。

【三島委員】

確認なのですが、自治体の条例に愛称を付け、それを使っていても良いものなのか、と思いました。それと、朗読ボランティアの会で文字を読んで録音するときに、「IT」など、省略された文字がよく出てきて、その意味をきちんと調べて省略されていない言葉や日本語にして読んだりしているのですが、省略した愛称ができたとしても、知れ渡るまで時間がかかるものなのではないか、とも思いました。条例は格式が高いものなのかなと思いますので、まずは愛称を使って良いものかどうかと思ったところです。

【金子委員長】

ご意見ありがとうございます。市の条例としての正式な名前があるという部分と、正式な名前はそれとして、市民などが親しみやすいような名前といいますか愛称を考え、一般的に使っていくことに何か問題があるのか、一度、事務局の方で確認していただき、結果についてはメールなどでお知らせしてもらいたいと思います。また、愛称については、事務局案、そして、朝倉委員や桑澤委員より意見がありました。愛称の取り扱いはまだわかりませんが、愛称については今日決定するというのではなく、次回の検討委員会まで時間がありますので、その間にまた皆さんからのアイデアをメールなどで寄せてもらえればと思います。まずは事務局で愛称を使うことを確

認してもらい、問題がなければ愛称を決めていくという流れで事務局に進めていってほしいと思います。

以上で資料1の協議を終わります。それでは資料2に進みたいと思います。

《資料2：石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例（案）の方針書の案について》

【金子委員長】

次に、資料2の「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例（案）の方針書の案について」に入りしたいと思います。まずは、事務局より説明願います。

【事務局：角田】

それでは、資料2の「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例（案）の方針書の案について」お話しします。最初に1ページから2ページの内容を続けて読んでいきますので聞いてください。

『今回も方針書の案について確認をしていきたいと思いますが、その確認に入る前に、前回の検討委員会で質問がありましたので、まずはそのことについてお話ししてから、方針書の内容の確認に入りしたいと思います。それでは、質問の内容をお話ししますので聞いてください。』

【委員から出された質問について】これから条例や方針書が決まっていく中で、具体的にどんなことをやっていき、そして、やってきたことを見直していくことが大切になると思います。そこで、先につくられた手話の条例や方針書では、やっていこうとすることを決めたり、見直したりすることを行っているのでしょうか。また、行っている場合は、どんな決まりや方法で行っているのかを確認できたらと思います。

という質問をいただきました。この質問についての答えを、障がい福祉課で手話を担当している職員に教えてもらい、その内容を次のページに書きましたのでお話ししたいと思います。

それでは2ページに進みます。

【障がい福祉課で手話を担当している職員からの答え】今、皆さんが考えている方針書には、具体的にどんなことを行っていくのかという「施策」が書かれていると思いますが、手話も同じように、方針書に書かれている「施策」を行っており、具体的には、手話を知ってもらうことや「手話は言語、言葉である」ということを、学校や市民、事業者などに広める活動、施策を行います。また、手話の活動がきちんと行われているかを確認する、「石狩市手話基本条例推進懇話会」という会をつくり、年に2～3回くらい集まって、これまでやってきた活動の確認や見直しを行い、そして新たに必要な活動はどんなことかなどを考えたりしています。

以上が、手話の担当職員から教えてもらったこととなります。

来年に情報・コミュニケーション条例が制定されると、今、皆さんで考えている方針書の内容、施策を行っていくことになると思いますが、その方針書案の中の「4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項」に書かれている、「障

がいのある人が情報を受け取り、利用しやすい環境となっているかについて検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとしします。」という施策のとおり、市が中心となって、皆さんと一緒に「私たちが目指す環境に近づいているか」や「ここを見直していくともっと良い環境になっていくのではないか」などを考えていく機会を、今後つくっていきたいと考えています。』
以上が、委員からの質問と答え、そして、情報・コミュニケーション条例ができた後の考え方となります。

【金子委員長】

今、事務局より前回出された質問と回答がありましたが、このことについて何か確認したいことなどありますでしょうか。

【市川副委員長】

先ほどの質問は、前回私の方からさせていただいたのですが、手話の方ではどのように条例が進められているのか、動いているのかを知りたかったということだったのですが、今お話があった内容で理解が出来ました。それと、情報コミュニケーション条例が制定した場合に、どこが中心となって動いていくのかを聞いておきたかったのですが、その部分については、あくまで市が主導となって動いていくということが今のお話でわかりました。進捗状況の確認や検証などは、今後の体制づくりによると思いますが、そういう体制の呼びかけが市からあった時に、皆さんお忙しい中とは思いますが、今回条例の検討に携わった委員のどなたかが入っていただくことが良いのではないかと思うことや、市の方としての考え方もあると思いますが、そういうモニタリングする体制ができるのではないかと思っています。そうすることによって、実効性の高い条例になっていくのではないかと思います。制定された後もそういう考えを頭の片隅に入れて、進めていってもらえればと思ったところです。

【金子委員長】

ありがとうございます。今、市川副委員長よりお話が合った内容を、事務局の方でも踏まえながら進めていって欲しいと思います。他にご意見などありますでしょうか。

《意見等なし》

それでは次に、3ページ目の「方針書案の修正などの確認について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局：角田】

初めに、3ページ目の「方針書案の修正などの確認について」で書かれていることをお読みします。『次に、方針書の案の確認に入ります。内容の確認に入る前に、法制担当者から前回の方針書の案の内容について確認をもらい、修正箇所など、色々と意見をいただきましたので、まずはそれらについての説明や確認をしてから、最後に改めて修正後の全体の文の確認に入りたいと思います。

まずは、方針書案の「最初に書かれている文」の修正などについて確認をしていき、その次に、

方針書案に書かれている5つの事項、施策の修正部分について確認をしていきたいと思います。また、言葉や文字の細かい修正部分は抜かして、大きく修正された部分だけを書き出し、その説明をしていきます。』

それでは次の4ページから書かれている、修正箇所などについての内容をお話ししたいと思います。

方針書案の最初に書かれている文について、まずは「修正箇所」として、前回の検討委員会で意見をいただいた「お互いにコミュニケーションがとりやすい地域」という文の「地域」というのを、違う言葉に変えられないか、また、条例的にも問題のない言葉とはどういうものなのかも含めて、法制担当者に確認をした結果、ここをひらがなで「まち」にしてはどうかという意見をいただきました。改めて修正した部分を読みますと「お互いにコミュニケーションがとりやすいまちになることを目指し、」という文になります。

そして、ここの「最初に書かれてる文」について、一つ、皆さんにご確認いただきたいことがあります。同じく4ページ目に書かれていますが、法制担当者より、ここの最初の文を手話の方針書の書き方と同じように、「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例第7条第1項の規定に基づき、施策の推進方針を定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表します。」と書いてはどうか、という案もいただきましたので、ここをどちらの書き方にするのかを、皆さんに決めていただきたいと思います。

【金子委員長】

今、事務局より「修正箇所について」と、最初の文について「どちらの文にするのか」、という二つのお話がありましたが、まずは修正箇所ということで、「地域」を「まち」にするということですが、このことについてはいかがでしょうか。

《意見等なし》

それでは、修正箇所については「地域」を「まち」にすることにします。

次に二つ目の「最初にかかっている文」について、ここを前回のままの文でいくのか、それとも、手話の方針書の書き方と同じ形にしていくのか、皆さんいかがでしょうか。

【高橋委員】

これまでも話し合われてきましたが、やはりわかりやすく、想いが伝わりやすい表現が良いと思いますので、今までの文の方が良いと思います。

【市川副委員長】

私も高橋委員と同じで、わかりやすく伝わる表現の方が良いと思いますので、今までのままが良いと思います。

【土谷委員】

法制担当者という専門家の意見なので、手話の方針書と同じ形が良いのではと思ったのですが、高橋委員や市川副委員長の意見を聞き、やはり今までのわかりやすい方が良いと思いました。

【椿委員】

恐らく手話の方針書との整合性もあるということで法制担当者からそのような意見があったのではないかと思います。独自性があっても良いのではないかとと思いますが、手話の方針書との関りもあるので、法制担当者の意見もわかる気がします。

【福江委員】

私はわかりやすい方が良いと思うので、今までの方が良いと思います。

【三島委員】

私も今までの形で良いのではないかと思います。

【朝倉委員】

この条例は障がい者のための条例ということで、あまり堅苦しいものよりは、今までの形でいったほうが良いと思いました。

【杉本委員】

手話の方針書にあわせるという法制担当者の意見もわかりますし、障がいのある人のことを考えるとわかりやすい方が良いと思いますが、自分としてはどちらが良いかまだ悩んでいるところです。

【桑澤委員】

私は聞いていてわかりやすいものが良いと思いますので、今までの形で良いのではないかと思います

【金子委員長】

今、委員の皆さんからそれぞれご意見をいただきましたが、どちらかにするのは多数決で決めたいと思います。まずは、今までの形が良いと思う方は、三色カードの丸い賛成のカードをあげてください。

（丸いカードが半数以上あがる）

丸いカードが半数以上あがりましてので、方針書案の最初の文については今までの形のままでということで決定したいと思います。それでは、次の5ページからについて続きを事務局よりお願いします。

【事務局：角田】

では5ページ目に進みます。ここからは、方針書案に書かれていた5つの事項、施策の修正ということでお話をしていきたいと思いますが、最初に5つの事項を読んていきたいと思ひます。

- 1、障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項。
- 2、コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項。
- 3、市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項。
- 4、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項。

5、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

以上の5つの事項それぞれの修正箇所についてお話ししていきます。

まずは5ページから書かれている「1つ目の事項」から「5つ目の事項」までの修正内容を全てお読みしますので聞いてください。

1つ目の事項である「1 障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項」について、前回までは文の最後に「(条例第7条第2項第1号)」と書いていましたが、こちらは省略しても問題ないということでしたので、省略しました。

次に、「(1) 施策の基本的方向」の中に書かれていた文で、前回の文には「その人のわかる方法で情報を伝え、」と書かれていましたが、ここの「その人」という部分を「障がいのある人が」という文に変えました。改めて変えた文を読みますと、「障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることが必要であり、」という文になります。

そして、6ページ目になりますが、「(2) 推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れました。また、この文を入れたことによって、次からの文に書かれていた「市は、」という言葉も省略しました。この、「市は、」という言葉の省略についてですが、これまでの文は「ア 市は、市民や事業者などに対し、」という書き方をしていたのを、「ア 市民や事業者などに対し、」という形にし、「市は、」という言葉も省略したことになります。他の事項にも同じ修正について書かれていますが、修正内容はここと同じものとなります。

ここも修正した文を改めて読みますと「(2) 推進施策 市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。ア 市民や事業者などに対し」という形となります。

また、省略されるのは「ア」の文だけではなく、アの次に続く文の「イ」「ウ」「エ」などに書かれている「市は、」という言葉も省略されていることとなります。ここの修正は以上となります。それでは、次のページに進みます。

7ページとなりますが、2つ目の事項の「2 コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項」についてです。こちらの修正は、先ほどの「1つ目の事項」で説明をした内容と同じですので、簡単にお話ししていきます。ここの修正箇所は2つあり、一つは「(条例第7条第2項第2号)」を省略したこと、もう一つは、「(2) 推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れ、この文を入れたことによって、次からの文に書かれていた「市は、」という言葉も省略しました。ここの修正は以上となります。次のページに進みます。

8ページ目は3つ目の事項となる「3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項」についてです。こちらの修正は、「2つ目の事項」で説明をした内容と同じとなり、「(条例第7条第2項第3号)」を省略したこと、そして、「(2) 推進施策」というタイトルの

次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れ、次に続く文に書かれていた「市は、」という言葉省略した形となります。ここの修正は以上となります。それでは次のページに進みます。

9ページと次の10ページは、4つ目の事項の「4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項」についてとなります。こちらの修正には、これまで説明してきた修正内容と同じところや、新しい修正部分がありますので聞いてください。

最初に、これまでと同じ修正内容となっている部分のお話をします。まずは「(条例第7条第2項第4号)」を省略したこと、そして、「(1) 施策の基本的方向」に書かれている文で、前回の文には「その人のわかる方法で情報を伝え、」と書かれていましたが、ここの「その人」という部分を「障がいのある人が」という言葉に変えたこと、最後は、「(2) 推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れ、次に続く文に書かれていた「市は、」という言葉省略した形としたこととなります。

次に、新しい修正部分についてお話しします。まずは「ルビ」という文字ですが、前回の方針書案ではひらがなで「るび」と書いていましたが、カタカナで書かれるのが一般的であるということで、カタカナにしました。そして、もう一つ、新しい修正部分として、前回の方針書案の「(2) 推進施策」の「ア」の中に書かれている文で、「るびをつけ、又は音声化すること及び」と書いていた部分を「ルビをつけたり、音声化したりすること、」という文に修正しました。修正した部分を改めて読みますと、「障がいのある人が参加しやすい会場設営をすることや、配布資料などにルビをつけたり、音声化したりすること、ICT（情報通信技術）機器などのコミュニケーション手段を活用し、」という文に修正しました。修正した内容は以上となります。次のページに進みます。

10ページ目は5つ目の事項となる「5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」についてです。こちらの修正は、これまでの説明の中にもあったとおり、「(条例第7条第2項第5号)」を省略したこととなります。ここの修正は以上となります。

以上で、5つの事項、施策についての大きな修正部分についてのお話を終わります。

【金子委員長】

今事務局より、それぞれの事項について、法制担当者からの意見によって大きく修正をした部分ということで説明がありましたが、全体をとおして何かご意見などはありますでしょうか。

《意見等なし》

それではここで10分間の休憩を取りたいと思います。

【金子委員長】

時間となりましたので会議を再開いたします。資料2の続きについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局：角田】

次の12ページからは、言葉や文字などの細かい修正を含め、すべてを修正した文を書きましたので、改めて皆さんと方針書案の内容について確認していきたいと思います。

まずは、先ほど決まりました「方針書の最初の文」が書かれている12ページから最後の18ページまでの内容を、前回と同じように一度すべてをお読みしますので、そのあとに一つ一つの事項について確認をしていければと思います。それではお読みします。

『方針書案の内容確認、2回目について。全文の修正版、について

石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例に規定する施策を推進するための方針

令和6年マル月マル日制定

障がいのある人が、日常生活を送ることや社会参加がしやすくなるように、情報を伝え、受け取りやすい環境を整え、障がいのある、ないにかかわらずお互いにコミュニケーションがとりやすいまちになることを目指し、石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例第7条第2項の各号に規定する事項を以下のとおり推進します。

1 障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることが必要であり、そのためにはコミュニケーション手段を学ぶことや、学ぶための環境をつくっていくことが必要です。

市は、市内で活動するコミュニケーション支援者などと連携し、コミュニケーション手段への理解を広め、学べる環境づくりに努めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市民や事業者などに対し、様々なコミュニケーション手段があることを認識してもらうため、ガイドブックの作成や市のホームページの活用などを通じて、広く周知を行います。

イ 市内関係機関と連携を図り、市民が幼い頃からコミュニケーション手段を学ぶ機会を創出するとともに、障がいのある人とふれあう機会を設けるなど、障がいへの理解を広める取組を行います。

ウ 市職員や公的機関、事業者に対し、コミュニケーション手段を学ぶなど障がいへの理解を深めるための研修を実施していきます。

2 コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人は、コミュニケーション支援者による支援とコミュニケーション手段を活用することで、自分の気持ちを正確に伝え円滑なコミュニケーションを行うことができるものと考えます。

市は、コミュニケーション支援者の必要性やコミュニケーション手段の重要性を認識し、コミュニケーション支援者の支援体制を充実させることや、コミュニケーション手段の活用を広めていくことに努めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市内で活動するコミュニケーション支援者が継続的に活動できるよう、人材の育成や技術の向上に関する支援について、その方策を検討していきます。

イ 市民や事業者などに対し、コミュニケーション手段の活用方法を広めていき、障がいのある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくため、その方策を検討していきます。

3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人が、外出先や店などで情報を伝え、受け取ることに困難を感じることはないよう、障がいのある人への合理的配慮を理解し、行っていくことが必要です。

市は、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で、社会的障壁などにより生活がしづらくなることはないよう、合理的配慮の必要性やその理解を広めていくことに努めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市民や事業者などに対し、障がいのある人への合理的配慮について学ぶなど理解を深める機会をつくります。

イ 事業者が障がいへの理解や合理的配慮に向けた環境づくりに取り組むことができるよう、その取組への支援の方策を検討していきます。

4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項

(1) 施策の基本的方向

障がいのある人が、コミュニケーションをとりにくいことで自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、どんな場面においても、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることができる環境にしていくことが必要です。

市は、障がいのある人が地域で安心した生活が送れるよう、コミュニケーション手段の活用を広げていき、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりに努めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市が主催する会議やイベントなどにおいて、障がいのある人が参加しやすい会場設営をすることや、配布資料などにルビをつけたり、音声化したりすること、ICT（情報通信技術）機器などのコミュニケーション手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け

取ることができる環境づくりを進めていきます。

イ 市民や事業者などと共に、障がいのある人がわかる方法による表現や、ルビつきの書類を作成するなどのコミュニケーション手段の活用を推進し、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりを進めていきます。

ウ 関係機関と連携し、災害時や緊急時に提供される情報について、障がいのある人がわかる表現を使い、避難行動を取りやすい環境づくりを進めていきます。

エ 障がいのある人が情報を受け取り、利用しやすい環境となっているかについて検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとします。

5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

市長は、1から4までに定めるもののほか、必要な施策を推進するものとします。』

以上が修正後の提言書の案の内容となります。

【金子委員長】

それでは、ここからは前回と同じように、一つ一つの内容について確認をしていきたいと思えます。まずは、12ページの「最初の文」についてご意見などありますでしょうか。

《意見等なし》

次は、13ページの「1 障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項」についてご意見などありますでしょうか。

《意見等なし》

次は、14ページの「2 コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項」についてご意見などありますでしょうか。

《意見等なし》

次は、15ページの「3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項」についてご意見などありますでしょうか。

《意見等なし》

次は、16ページから17ページの「4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項」についてご意見などありますでしょうか。

《意見等なし》

最後となります、18ページの「5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」についてご意見などありますでしょうか。

《意見等なし》

修正案についてはすべて承認されました。皆さまありがとうございました。

以上で、次第「3. 委員による協議」を終わります。事務局にお返しします。

4. 提言書の提出

【事務局：高井】

金子委員長、委員の皆さま、ご協議お疲れ様でございました。これより、次第の「4. 提言書の提出」に入らせていただきます。提言書を市に提出されます前に、ここで提言書の内容を、改めて事務局の方で読ませていただきます。

【事務局：角田】

事務局の角田です。私の方より提言書の提出に際しまして、その内容を読ませていただきます。

『石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る提言

令和4年6月24日付け石障福第325号で提言依頼のありました標記の件について、本検討委員会の議論を踏まえ、下記のとおり提言いたします。

1 はじめに

本検討委員会は、石狩市における障がいのある人の情報・コミュニケーションに関する条例の作成に当たり、市が示した条例素案について、次の項目に基づきながら協議、検討を重ねて参りました。

- (1) 障がいのある人にもわかりやすい言葉や文章となるよう心がけながら条文を作っていく。
- (2) 障がいのある人とのコミュニケーションについて、どのように考え、どう行動すればよいかを、広く市民や事業者にわかってもらうことを目標にする。
- (3) 障がいのある人に対するコミュニケーションの支援体制について、今の石狩市の条例や制度などで十分ではないところを、対応できるようにする。
- (4) 障がいのある人が何かに合わせるのではなく、それぞれ自分らしく生きることができ、情報を手に入れやすく、意思を伝えやすい地域にしていく考えで作っていく。

上記の事項を考慮しつつ、以下は条例に対する提言並びに市への要望となる附帯意見となります。

2 条例素案に対する提言について

条例の施策を継続的に推進していくことを目的とし、次のとおり提言します。

【提言①】

障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくこと。

《提言①の解説》

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、その人の特性に合った情報の発信や取得の方法など、コミュニケーション手段を学ぶことが大切であると考え、また、学ぶための環境を整備していくことが大切であると考えます。

【提言②】

コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用を広めていくこと。

《提言②の解説》

コミュニケーション支援者による支援とコミュニケーション手段を活用することで、障がいのある人が情報を発信し、取得しやすくなり、お互いにコミュニケーションが取りやすい環境になるものと考えられます。よって、コミュニケーション支援者の支援体制を充実させることや、コミュニケーション手段の活用を広めていくことが大切であると考えます。

【提言③】

市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくこと。

《提言③の解説》

障がいのある人が、外出先や店などで情報を発信し、取得することに困難を感じることはない環境を整備していくことが必要であり、そのためには、市民や事業者が障がいのある人への合理的配慮について理解することが大切であると考えます。

【提言④】

障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境をつくること。

《提言④の解説》

障がいのある人が、コミュニケーションを取りにくいことで自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないように、どんな場面においても、障がいの特性に合った情報の発信や取得ができるような環境を整備していくことが大切であると考えます。

3 附帯意見について

検討委員会の議論を踏まえ、次の事項を附帯意見として提言します。

(1) 本条例の趣旨を踏まえた市の方針について

ア この度検討した条例については、障がいのある人のための内容となっておりますが、障がいのある人のほかにも、高齢者や認知症の方、外国人など、地域には情報を伝え、受け取ることにも困難を感じている方は多くおられるので、誰もが情報を伝え、受け取りやすい環境を整備することが大切であると考えます。

前文に書かれた「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」を目指していくためにも、市は本条例をきっかけに、情報を伝え、受け取ることにも困難を感じているすべての方のための環境整備に取り組んでもらいたいと思います。

(2) 条例に掲げた施策の推進について

ア 学校教育における総合的な学習の時間などを活用し、幼いころから障がいの特性及びコミュニケーション手段を学び、障がいのある人とふれあう場面を設けるなど、障がいへの理解を深める機会をつくってもらいたいと思います。

イ 石狩市の職員を含め、公的機関や民間の事業者に対しても、障がいの特性やコミュニケーション手段を理解するための研修を実施してもらいたいと思います。』

提言書の内容は以上となります。

【高井課長】

それでは金子委員長から市長へ提言書をお渡しいただきます。金子委員長、市長は前へお進みください。

それでは、金子委員長、よろしくお願いいたします。

【金子委員長】

石狩市長 加藤 龍幸 様

ただ今、事務局に読んでいただいた提言については、市内在住の障がいのある人や支援者、公募に応じた市民などで構成された委員にて、令和4年6月の第1回検討委員会より本日まで、計8回の議論を重ね、まとめられた内容となっております。

私たち検討委員は、本市が、障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ理解し合い、安心して暮らし続けることができるやさしいまちとなること、そして、情報を受け取ることが難しいことや自分の気持ちをうまく伝えることができず、障がいのある人が孤立することのないよう、寄り添うために必要な支援体制の充実や環境を整えることに歩みを止めることなく邁進していくことを願い、ここに提言書を提出いたします。

令和5年11月10日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会 委員長 金子 浩治

《金子委員長より、加藤市長へ提言書が手渡され互いに一礼。その後、それぞれの席に戻る》

【高井課長】

以上で、次第の「4. 提言書の提出」を終わります。

5. その他

【事務局：高井】

それでは最後にその他ということで、事務局よりお話しさせていただきます。まずは本日の会議について振り返りたいと思います。本日の会議では、条例案の最終確認をしていただきました。そして条例の愛称につきましては、委員の皆さんから案が出されたところですが、条例に愛称を付けることについて問題がないかを確認し、メールなどで結果をお知らせした上で改めて進めたいと思います。また、方針書の案についてはそれぞれの修正についてご承認をいただきました。ありがとうございました。そして先ほど、市に提言書が提出されました。次回ですが、12月にパブリックコメントを実施いたしますので、その結果報告と、方針書案の最終確認をしていただくこととなります。それでは最後に今日の感想などがあればお話しいただければと思います。

（発言等、特になし）

次回の会議日程についてですが、来年の1月下旬を予定しておりましたが、会場の都合などもあり、令和6年2月9日金曜日14時から、会場は同じくこちらで開催したいと考えておりますが、皆さまいかがでしょうか。

《特に意見なし》

こちらの日程については、改めて皆さまにお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。
なお、後日、今回の議事録を皆さまにご確認いただきますので、こちらもよろしくお願いいたします。
最後に、会議の前に皆さまにチラシを配らせていただきましたが、そちらの内容についてお話しさせていただきます。

《高井課長より、令和5年12月16日に花川北コミュニティセンターで開催される、手話基本条例制定10周年記念事業「手話でつながるいしかり」の内容について説明》

以上がチラシの説明となります。

6. 閉会

【事務局：高井】

以上をもちまして、令和5年度第5回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 5年11月29日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

委員長 金子 浩治
